

# 旅行、出張、帰省等で石川県に来県されていた方が被災し、死亡または重傷を負われた場合の義援金の取扱いについて

旅行、出張、帰省等で石川県に来県し、令和6年能登半島地震で死亡または重傷を負われた方は、義援金の配分対象となります。

## ＜石川県内に住民登録がある方＞

被災した市町ではなく、住民登録がある市町に申請してください。

## ＜石川県外に住民登録がある方＞

### ■ 死者・行方不明者

#### （1）対象

令和6年能登半島地震で死亡し、災害弔慰金の支給対象となった方

#### （2）申請できる方

直系の遺族（配偶者、子、父、母、孫、祖父母）

※いずれも存しない場合は、死亡当時に同居または生計を同じくしていた兄弟を含む

#### （3）申請時に必要な書類

- ・被災した石川県内市町所定の申請書
- ・災害弔慰金支給決定書の写し
- ・通帳またはキャッシュカードの写し

※市町によって異なる場合があります。詳細は被災市町にお問い合わせください。

#### （4）申請方法

郵送等で被災市町に申請してください。

### ■ 重傷者

#### （1）対象

令和6年能登半島地震で被災し、1か月以上の治療を要する重傷を負った方

#### （2）申請できる方

負傷したご本人

#### （3）申請時に必要な書類

- ・被災した石川県内市町所定の申請書
- ・医師の診断書の写し
- ・通帳またはキャッシュカードの写し

※市町によって異なる場合があります。詳細は被災市町にお問い合わせください。

※被災場所や被災時の滞在場所等について、聞き取り調査をすることがあります。

#### （4）申請方法

郵送等で被災市町に申請してください。